

報告第3号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議決を得た契約の変更について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日

淡路市長 門 康 彦

委任専決第3号

令和3年度農地中間管理機構関連農地整備事業北淡路地区ほ場整備
工事請負変更契約の締結に係る専決処分について

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項に係る契約の変更について、専決処分する。

令和5年5月18日

淡路市長 門 康 彦

- 1 議案番号 議案第23号（令和5年3月29日議決）
- 2 第3回変更契約年月日 令和5年3月29日
- 3 契約の目的 令和3年度農地中間管理機構関連農地整備事業北淡路地区ほ場整備工事
- 4 契約の金額の変更
 - (1) 議決金額（第3回変更） 205,170,900円
 - (2) 第5回変更後金額 203,832,200円
 - (3) 第3回変更からの変更金額 ▲1,338,700円
 - (4) 第3回変更からの増減率 ▲0.7パーセント
- 5 契約の相手方
兵庫県淡路市生田田尻28番地1
有限会社松本住宅設備 代表取締役 松本 節夫